

I 学校の適正規模		懇談会開催回	
1 学校規模のあり方を考える視点			
1) 子どもの教育人格形成からの視点		③	
個性・社会性	集団生活を通じて、個性を磨くことや社会性を身につけることなど、様々な教育効果は、一定以上の規模の集団の中で学び、生活していくことによって、より高められる。		
クラス替え	固定しがちな人間関係に変化を与えるため、新しい成長の機会を得るために、効果的なクラス替えが可能となるような学級規模が必要である。		
帰属意識・集団活動	帰属意識や連帯感を持ち全般的な人間関係を育むためには一定以下の規模が望ましい。また、一体感のある充実した集団活動を展開する上では、過小・過大な学級規模は避ける必要がある。		
教員とのふれあい	子どもの潜在的な能力を伸ばしていくためには、様々な個性を持つ多くの教員とふれあうことのできる学校規模が必要である。		
部活動	子どもたちの興味・関心に応じた選択肢のある多様な部活動を成り立てるためには一定以上の学校規模が必要である。		
個性に応じた学習指導	生徒の個性に応じた学習指導が適宜受けられるような教員数を確保できる学校規模を保つことが望ましい。		
2) 学級規模からの視点		⑤	
30人学級	30人学級の導入のほか、弾力的な学級編成は今後の具体的な検討項目であるが、現状では、1クラスの平均人数が32人であり、30人学級の導入は中長期的に検討すべき。		
3) 指導体制からの視点		③	
教育内容の変化への対応	新しい学習指導要領など、今後の教育内容の変化に対応していくためには、十分な数の教員の確保が可能となる学校規模が望まれる。		
教員の協力	小学校において、同学年の担任教員が協力したり、良い刺激を与え合う効果を考慮すると、1学年3~4学級が望ましい。		
教育目標の共通理解	学校の教育目標をすべての教員が共通理解し、より充実した教育活動を行うためには、教員数を一定以下にとどめておくことが望ましい。		
中学校における学習指導・生徒指導	中学校では5教科について一人の教員が3学年にわたって対応することは困難と考えられるので、一定以上の学校規模が望まれる。充実した生徒指導を行なえる学校規模を考えることが望ましい。		
4) 新学習指導要領からの視点		-	
人間性・社会性の育成	新学習指導要領のねらいの一つに「豊かな人間性や社会性の育成」があるので、規模の検討についてはこの点も十分考慮する必要がある。		
総合的な学習の時間・選択教科	総合的な学習の時間や中学校の選択教科において、多様な学習や児童生徒の興味関心の多様化に対応できる適切な数の教員の確保が可能な学級規模があることが望ましい。		
5) 地域とのかかわりからの視点		⑥	
地域との連携	学校と地域の連携を強め、地域の教育力を生かしていくことに配慮する必要がある。		
2 小学校における適正な学校規模			
1) 小学校における適正な学校規模の考え方		③	
子どもの教育環境に関して	効果的なクラス替えが可能となるよう1学年で3~4学級、少なくとも2学級あることが望ましい。6学級以下の学校は改善が望まれる。		
学校の指導体制に関して	教員が相談・研究し教育効果を向上していくためには、1学年3~4学級程度の規模が必要である。		
総合的な学習の時間に関して	学年としての計画立案、実行が可能となる、1学年3学級以上の規模が望ましく、総合的な学習の時間に対応した教室の数と質が確保できる適切な学校規模が必要である。		
地域とのかかわりに関して	地域との連携を可能とし、その教育力を生かすことができる学校規模が望ましい。		
2) 小学校における適正な学校規模			
【数字的なまとめ】	全校で18~24学級の学校規模が適正であり、少なくとも12学級以上の規模が必要であると考えられる。また、6学級以下の過小規模校については早期に改善が図られることが望まれる。		
3 中学校における適正な学校規模		④	
1) 中学校における適正な学校規模の考え方			
子どもの教育環境に関して	一体感ある充実した集団活動を展開する上では、過小規模校（6学級以下）や過大規模校（25学級以上）は避けるべきである。		
学校の指導体制に関して	過小規模校では、5教科の各担当が3学年を通じて対応することになるので、過重な負担を避けることや、指導の充実のためにも改善が望まれる。		
新学習指導要領に関して	総合的な学習の時間及び選択教科に対応した教室の数と質が確保できる適切な学校の規模が必要である。		
地域とのかかわりに関して	地域との連携を可能とし、地域の教育力を生かすことができる適切な学校規模が望ましい。		
2) 中学校における適正な学校規模			
【数字的なまとめ】	適正規模は全校で12~24学級の範囲と考えられるが、引き続き検討を行う必要がある。		

II 学校の適正配置	
1 学校配置のあり方	
1) 学校適正配置の視点	
通学区域からの視点	適正な学校規模の確保を前提とした、望ましい通学区域についての考え方を構築する必要がある。子どもたちの生活や地域とのつながりなどを考慮する必要がある。
学校と地域の関係からの視点	学校の適正配置を契機として、学校と地域とのより一層望ましい関係を検討していく必要がある。
2) 学校適正配置を検討すべき地域	
札幌市内では、①人口空洞化の進む都心部 ②人口の減少傾向が見られる郊外部の旧宅地造成地区 ③市街化区域の縁辺部（山間部等）などに、学校の適正規模を検討すべき地域が見受けられる。特に、12学級を大きく下回る学校が隣接し、また老朽化が著しい学校を含む都心部については、速やかに学校の適正規模化を行う必要がある。	
3) 学校適正配置の方法	
通学区域の変更、統廃合が考えられる。通学区域の彈力的運用を行い特認校化を行うことは困難である。 ※特色ある教育活動を行うことはすべての学校で可能であるので、単に特色があるという視点のみで小規模校を特認校化することは困難である。	
(2) 通学区域の考え方	
1) 基本的な考え方	
①検討の方向性	通学区域の持つ意味を十分考慮するとともに、学校と地域のかかわりなど、より広い視点から通学区域を検討する。
②通学区域のとらえ方	子どもたちの交友関係や遊び場など、生活の大半は通学区域にある。また、通学区域は、設定以来、地域の基盤となってきたことを念頭に置く。
2) 通学区域設定の課題	
①通学距離	市内通学距離は全般的に短いが、適正規模化を図る場合、通学上の安全性には十分な配慮が必要。
②主要幹線道路	地域ごと状況が異なるが、適正な学校規模の確保を前提とし、主要幹線道路という理由のみによる校区の分断を避ける配慮が望まれる。
③行政区界	適正な学校規模が確保される範囲で行政区界と一致した通学区域を設定する配慮が望まれる。
④町内会区域との整合性	適正な学校規模を確保した上で、町内会区域との整合性を持った通学区域を設定することが望まれる。
⑤中学校区との関係	中学校の適正配置を進める場合は、小学校区との整合性についても配慮することが望ましいと考えられる。
⑥通学路・子どもの生活領域との関係	適正配置において通学区域を設定する際には、具体的な通学路を想定しつつ検討することが望ましい。
⑦市街化区域縁辺部（山間部等）について	適正な通学距離を上回る恐れもあり、適正配置は困難であると考えられる。
3) 通学距離（時間）延長に伴う課題	
通学距離延長への対応策	文部省の示す通学距離（4 km以内）を超える場合には、スクールバスの導入についても選択肢の一つとして検討する必要がある。
安全性の確保	交通安全施設の整備や交通安全指導などの対策を重視する必要がある。
(3) 学校と地域の考え方	
1) 基本的な考え方	
①地域の教育力の維持・向上	地域の教育力の維持・向上とともに、学校と地域との連携・協力を一層強める必要があると考えられる。
②地域の拠点としての学校の役割	地域における生涯学習意欲の高まりや、防災に対する関心の高まりに対しても、学校の果たすべき役割は大きいと考えられる。
2) 学校と地域との連携	
①地域と子どもたち	子どもたちの多様な交流や経験の機会が限られている状況は、豊かな人間性の醸成や人格形成の面で問題があると考えられていることから、改善が望まれる。
②地域の教育力	多様な人々と交流する機会を積極的に創出し、地域の教育力を醸成していく必要がある。
③学校と地域との連携に向けて	学校は開かれた学校づくりを目指し相互の理解が深まるよう努力することが望まれる。学校を活用したコミュニティの維持についても検討していく必要があるといえる。
3) 学校と地域との連携を強める具体的方策	
学校と地域の人々との連携	地域の人々による学校支援ボランティア、学校施設を利用した生涯学習、複合化された学校施設での活動、地域の人々が利用しやすい校内環境の整備、学校教育に対する地域の人々の理解
地域における子どもたち	学外における学習と地域の人々による指導、社会体験学習の場の積極的な提供、子どもたちの地域清掃活動・福祉活動等、通学路における防犯を支援する地域の仕組み